

第1条 目的

茨城県馬術連盟（以下「連盟」）規約第●条に従い、連盟の組織体制及び運営体制の健全性を目的とする。

第2条 適用範囲

連盟の総会、理事会、各委員会及び本規程に定める組織体の運営を本規程の適用範囲とする。

第3条 定義

団体：連盟に所属し、以下の条件を満たす団体。

会員：団体に所属し、連盟に登録された個人。

個人会員：団体に所属せず、連盟に所属する個人。

仮登録：本連盟の団体及び個人会員として登録を申請及び承認された者で、正式な会員としての審査段階にある団体、会員及び個人会員

第4条 団体会員の条件

連盟に加入を希望する団体（以下「加入希望団体」）は以下の条件を全て満たす必要がある。

2.（団体の実在性）茨城県内に団体の本部を設置しており、その代表者が茨城県馬術連盟の個人会員であること。ただし、理事会で承認をされた場合に限り、茨城県外に本部を設置していても登録できることとする。

3.（団体の健全性）加入希望団体は、以下のいずれかの条件を満たし、その正当性を証明すること。

①加入希望団体に動物取扱責任者を設置して、乗馬団体の業をしている。

②加入希望団体が学校から正式な課外活動団体として認められている。

③加入希望団体が乗馬の技能養成を目的とした学校法人格を有して業をしている。

④加入希望団体が茨城県内に所有する馬匹を繋養している或いは代表者が茨城県に在住している。ただし、この場合は、馬匹の乗馬登録或いは代表者の住民票等によりその実在性を提出すること。

4.（団体の持続性）加入希望団体は、その団体の持続性を担保するため以下のいずれかの条件を満たす必要がある。

①本規程制定以前にすでに3年以上の活動実績がある。

②代表者が、連盟に登録された団体より分離独立して新たな団体として登録を希望する場合で、理事会により認められた場合。

③日本馬術連盟の他の組成団体より移籍をして場合で、理事会により認められた場合。

③上記以外の加入希望団体で、理事会により仮登録が認められ1年間の経過観察を実施し、1年後の総会で会員審査委員会の報告に従いその持続性が認められること。

第5条 個人会員の条件

連盟に加入する団体に所属せず連盟に加入を希望する個人を個人会員とする。また、個人会員として連盟に登録する場合は、以下の条件を満たす必要がる。いずれかが満たされない場合には、1年間の仮登録とし、1年後の総会にて会員審査委員会の報告に従い承認された場合に会員とする。

- ①運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカードによりその実在性を証明できること。
- ②日本馬術連盟所属の会員1名からの推薦を受けている。

第6条 日本馬術連盟への登録

連盟に登録された団体、会員及び個人会員は、所定の様式に従い、日本馬術連盟への登録を連盟から行う。ただし、仮登録の団体及び個人の登録については以下の通りとする。

- ①すでに日本馬術連盟の会員資格を保有しており、団体が仮登録の場合は、その団体からの登録とする。
- ②仮登録期間中に何らかの不備などがあり、連盟に対して著しく損害を及ぼすようなことがあった場合は、直ちに茨城県馬術連盟規約 第6条の第3項に従い除名手続きを行い、日本馬術連盟に報告するとともに、登録の解除を実施する。

第7条 仮登録期間中の呼称及び活動範囲

仮登録された団体、個人会員はそれぞれ、仮登録団体、仮会員、仮個人会員と呼ぶ。

- 2. 仮登録された団体からの理事の選出はできない。ただし、団体所属の会員が規約に従い推挙された場合を除く。
- 3. 仮登録された団体は、第8条 活動実績の調査に従って、1年間の審査を受けるとともにその過程に協力しなければならない。

第8条 活動実績の調査

仮登録された団体の審査は下記の通り実施する。

- 2. 会員審査委員会を開催し、その活動状況を審査する。
- 3. 会員審査委員会は理事長を委員長とし、各委員会の委員長及び総務副委員長を構成員とする。
- 4. 審査内容は以下の通りとする。
 - ①現地の訪問により実在性の確認をする。（団体）
 - ②必要な書類の写しを提出してもらいその内容を審査する。（全て）
 - ③半年以上経過後に飼養頭数、会員数、活動の概要を書面で提出を受け審査する（団体）
 - ④半年以上経過後に活動の概要を書面で提出を受け審査する（個人会員）
- 5. 会員審査委員会は、仮登録された団体及び個人会員について前項の審査結果を総会に報告する。